

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは神奈川県に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

（藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は神奈川県に係る国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国家戦略特別区域法の一部が改正され、児童福祉法等の特例が定められたことに伴い、神奈川県において「国家戦略特別区域限定保育士（地域限定保育士）事業」が実施されるため、保育士に係る規定について所要の改正をする必要による。